

新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ

No. 1 4 令和2年6月10日発行 洞爺湖町新型コロナウイルス感染症対策本部

【新型コロナウイルス感染症防止の取組宣言】

緊急事態宣言の解除及び北海道の休業要請解除に伴い、観光客をはじめとして多くの方々が安心して洞爺湖町に来ていただくために、下記の取組事項に☑し入口に掲示する取り組みを各団体の会員、組合員の事業所で行うこととしております。非会員、非組合員等の方々にも、この趣旨をご理解いただき、みなさんの力を合わせて「オール洞爺湖」で取り組んでいきたいと思っております。

宣言書は、洞爺湖町産業振興課、洞爺湖温泉観光協会、洞爺湖町商工会、NPO 法人洞爺まちづくり観光協会の窓口を用意してあります。

■取組事項

○取組項目【お客様に対する対応】

- ☐ 消毒液の設置（施設・店舗入り口、トイレ）
- ☐ 入館・入店・チェックイン時の消毒の推奨
- ☐ 施設・店内・館内の定期的な清掃及び消毒の強化
- ☐ 不特定多数の方が触れる箇所の定期的なふき取り消毒
- ☐ お客様とスタッフ間の距離の配慮
- ☐ 密閉空間の定期的換気
- ☐ 可能な限りお席の間隔を離してのご案内

○取組項目【従業員に対する指導】

- ☐ 手洗い・うがいの徹底
- ☐ マスクの着用
- ☐ 毎日の検温と健康チェックシートの記入

洞爺湖町
町 長 真屋 敏春

一般社団法人 洞爺湖温泉観光協会
会 長 大西 英生

とうや湖温泉旅館組合
組合長 三浦 和則

洞爺湖温泉飲食店組合
組合長 板垣 正人

洞爺湖町商工会
会 長 鈴木 雅善

NPO 法人 洞爺まちづくり観光協会
会 長 岡崎 訓

裏面につづく

【経営持続化臨時特別支援金（北海道の5/16以降の休業要請等への支援金）について】

北海道では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と事業継続に取り組んでいただいている事業者の皆様を支援するため、新たに2つの制度を創設しました。

- 支援金A 休業要請の対象であって今回の北海道の休業要請に協力した事業者が対象。
 - 支援金B 今回の北海道の休業要請等の対象外の事業者が対象。
- ※支援金A・Bの両方を受け取ることはできません。

要 件				支給額
支援金A	遅くとも5月19日～5月31日までの期間、道の休業要請等を受け、対象施設の休業にご協力をいただいた事業者。 ※対象施設の詳細は北海道のホームページをご覧ください。 くか、申請の手引きをご覧ください。	左記に加え	「新北海道スタイル」の取組を实践すること	10万円
支援金B	休業要請等の対象外だが、長期間の外出自粛や自主的な休業等により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している、国の持続化給付金を受給する事業者。 ※基本的に国の持続化給付金の支給対象者が対象となりますが、令和2年3月末までに開業した方も対象となります。			5万円

※経営持続化臨時特別支援金の詳細については、北海道のホームページをご覧ください。
申請の手引きをご覧ください。

■問合せ コールセンター 電話：011-350-7262（平日8時45分～17時30分）

※6月28日（日）までは土・日も開設

※役場新型コロナウイルス特別対策室に申請の手引き、申請書等あります。